指定障害福祉サービスの事業等の 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部

を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十七日

栃木県知事 福 田 富

栃木県条例第二十三号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例等の

部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 \mathcal{O}

改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

「第七章 共同生活介護

第一節 基本方針 (第百二十五条)

目次中 第二節 人員に関する基準 (第百二十六条・第百二十七条) を「第七章 削

第三節 設備に関する基準 (第百二十八条)

第四節 運営に関する基準 (第百二十九条—第百四十二条)」

第四 節 運営

除」 に、 「第四節 運営に関する基準 (第百九十九条--第二百一条) 」を

第五節 外部

この

第一款

第二款 人員

第四款 第三款 運営

設備

に関する基準 (第百九十八条の二―第二百一条)

サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、 設備及び運営に関する基準

節の趣旨及び基本方針 (第二百一条の二・第二百一条の三)

に関する基準 (第二百一条の四・ 第二百一条の五)

に関する基準 (第二百一条の六)

に関する基準 (第二百一条の七―第二百一条の十二)

に、 「第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例 (第二百四条・第二百五

「第十五章 削除」 に改める。

するもの」 動上著しい 第五条第二項中「肢体不自由者」 に改め 困難を有する障害者」を加え、 0) 下に 「又は重度の知的 「常時介護を要する障害者」を「、 障害若しくは精神障害により行 常時介護を要

度区分の」を「障害支援区分の」 第八十一条第一項第二号イ 中 「平均障害程度区分」 に改める を 「平均障害支援区分」 に、 「障害程

規定する指定共同生活介護」を削り、 六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下 活介護事業所等」を「当該指定自立訓練 用型指定共同生活援助事業所 同生活援助」を「、 定共同生活援助事業者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」に改め、 定共同生活介護事業者等」を「又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指 定する外部サ 所等」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等」に改め、同条第三項第一号中「、 同生活援助事業所をいう。 介護事業所をいう。)、」を「指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練 する当該指定に係る指定共同生活介護事業所 百二十五条に規定する指定共同生活介護、 業者等」に改め、 (生活訓練) 第百一条第一項第一号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓 「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練(生活訓練)等」に、「指定共同生活介護事業 「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練 _ 指定共同生活援助事業所」に、 練)事業者等が設置する当該指定に係る」に、 を削り、 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、 サービス利用型指定共同生活援助」に、 等」に、 ービス利用型指定共同生活援助」を加える。 「又は第百九十六条第一項」を「、第百九十六条第一項」に、 同項第二号中「第百二十六条第一項に規定する指定共同 第百九十五条に規定する指定共同生活援助又は第二百一条の二に規定す 「指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置 以下同じ。 (第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共 「の利用者の数と併設事業所」を「又は外部サービス利 「指定共同生活援助」 の利用者の数と併設事業所」に、 (生活訓練) 」を削り、 (第百二十六条第一項に規定する指定共同生活 「指定共同生活介護等」を「指定自立訓 (生活訓練)事業者等」に改め、 事業所等」に改め、 「又は指定共同生活援助事業所」 「又は第百九十五条に規定する指定共 の下に「、 同号イ中 第二百一条の二に規 \neg 練 同条第二項第二号 「当該指定共同生 第百二十五条に (生活訓 生活介護事業 「(以下「指 同号イ中「第 第百二十 同号イ

界百二条中「第七条」を「第五十三条」に改める。

所」を加え、 第百十条第二号中 を「共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という」に改める。 「指定共同生活援助事業所」の下に 「共同生活住居 「第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は」 (法第三十四条第一項に規定する共同生活住居を 「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業 11 **う**。 以下 同

第百十五条第一項中「及び第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者」

第百二十条第三項中 「共同生活介護」 を 「共同生活援助」 に改め

第七章の章名を次のように改める。

第七章 削除

第七章第一節から第四節までの節名を削る。

第百二十五条から第百四十二条までを次のように改める。

第百二十五条から第百四十二条まで 削除

第百五十八条の次に次の一条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第百五十八条の二 指定自立訓練 なければならない。 及び当該他の指定障害福祉サー を算定しなけ 訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。 当該利用者負担額合計額について、 当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計 事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたとき れば ならない。 この場合におい ビス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知し (生活訓練) 市町村に報告するとともに、 事業者は、 て、 が同一の月に当該指定自立訓練 当該指定自立訓練 支給決定障害者 当該支給決定障害者 (生活 (指定宿泊型自 訓 練 (生活 $\frac{1}{2}$

2 利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、 する指定自立訓練 他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければ しなけ 及び知事が定める者を除く。 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、 ビス等を受けた場合であっ 練 ればならない。 (生活訓練) (生活訓練) この場合において、 及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定 $\overline{}$ て、 が同一の月に当該指定自立訓練 (指定宿泊型自立訓練を除く。 当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、 支給決定障害者 当該指定自立訓練 (指定宿泊型自立訓練を受ける者 当該支給決定障害者及び当該 (生活訓練) (生活訓練))及び他の指定障害福祉 事業者は、 事業者が提供

自立 定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。 を「まで」に、 第百六十条中 とあるの 訓練を受ける者及び知事が定める者であっ とあるのは は 同条第二項中「支給決定障害者 「当該支給決定障害者」と」 「第二十二条、第二十四条」を「第二十二条」に、「まで、 「支給決定障害者 第二十四条中 「支給決定障害者等が」とあるのは「支給決定障害者(指 (指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に 及び て、 とあるのは「支給決定障害者 」と」を削る。 第百三十二条第 がと、 「当該支給決定障害者 項中 第百三十二条」 「支給決定障害 (指定宿泊型

第百七十二条中「第二十二条、 を「まで」に、 第二十四条中 「及び第百四十八条」を「、 「支給決定障害者等が」 第二十四条」を「第二十二条」に、 とあるの 第百四十八条及び第百五十八条の二」に改 は 「支給決定障害者 「まで、 (知事が定める 第百三十二

を除く」に改める。 る者及び知事が定める者に限る」 定める者に限り、」 者を除く。 「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「知事が定める者 (知事が定める者であって、 「第百三十二条第一項中「支給決定障害者 が」と、 と、 「当該支給決定障害者等」 同条第二項中「支給決定障害者 」を とあるの 「第百五十八条の二第一項中 は 「知事が定める者に限る」と、 とあるのは とあるのは「支給決定障害者 (」とあるのは 「当該支給決定障害者」 「指定宿泊型自立訓練を受け 「支給決定障害者 同条第二項中 (知事が

の次に次の一号を加える。 第百九十六条第一項第二号を同項第三号とし、 第百九十五条中「相談」の下に 乛 入浴、 排せつ又は食事の介護」を加える。 同項第一号中「十」を「六」に改め、 同号

- 数以上 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、 常勤換算方法で、 次に掲げる数の合計
- 二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。 区分三に該当する利用者の数を九で除した数 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令 $\overline{}$ 第一条第四号に規定する (平成
- 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除 心した数
- 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
- 第百九十七条及び第百九十八条を次のように改める。 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

(管理者)

第百九十七条 又は他の事業所、 理上支障がない場合は、管理者を、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、 に従事する常勤の管理者を置かなければならない。 指定共同生活援助事業者は、 施設等の職務に従事させることができるものとする。 指定共同生活援助事業所ごとに、 ただし、 指定共同生活援助事業所 専らその の管 務

2 知識及び経験を有する者でなければならない。 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な

(設備)

第百九十八条 あるようにしなければならない 夜間を通してサービスを提供する施設 の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、 以下 「入所施設」という。 住宅地又はこれと同程度に利用者 かつ、 又は 入所によ 病院 0 り日中及び 敷地外に

2 居であって、 ト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライ 指定共同生活援助事業所は、 とい う。 当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの と密接な連携を確保し 一以上の共同生活住居(サテライト型住居 0 く 本体住居とは別の場所で運営される共同生活 ト型住居以 外の共同生活住 (以下「本体住 (当該サテライ

ľ, 四人以上とする。 住居をい)を有するものとし、 . う。 以下同じ。 当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は を除く。 以下この項及び第四項から第六項まで に お V て

- 3 ばならない。 共同生活住居の配置、 構造及び設備は、 利用者の特性に応じて工夫されたもの でなけ
- 4 特に必要があると認めるときは、三十人)以下とすることができる。 生活住居とする場合にあっては、 共同生活住居は、 その入居定員を二人以上十人以下とする。 当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が ただし、 既存の建物を共同
- 5 員を超えてはならない。 以上三十人以下とすることができる。 要があると認めるときは、 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、 前項の規定にかかわらず、 ただし、 当該共同生活住居を改築する時点の入居定 当該共同生活住居の入居定員を二人 知事が特に必
- 6 けなければならない。 共同生活住居は、 一以上のユニットを有するほ か、 日常生活を営む上で必要な設備を設
- 7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 8 を設けることとし、 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 その基準は、 次のとおりとする。
- られる場合は、二人とすることができる。 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、 利用者のサ F. ス の提供上必要と認め
- 一の居室の面積は、 収納設備等を除き、 七• 四三平方メ ル 以上とすること。
- サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一入居定員は、一人とすること。
- 二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- 居室の面積は、 収納設備等を除き、 七・四三平方メー ル以上とすること。
- 第十三章第四節中第百九十九条の前に次の五条を加える。

(入退居)

第百九十八条の二 治療を要する者を除く。 指定共同生活援助は、 以下この条において同じ。) 共同生活住居への入居を必要とする利用者 に対し提供するものとする。 (入院

- 身の状況、 指定共同生活援助事業者は、 生活歴、 病歴等の把握に努めなければならない。 利用の申込みに際しては、当該利用の申込みをした者 0 心
- 3 後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならな 指定共同生活援助事業者は、 利用者の退居の際は、 利用者の希望を踏まえた上で、 退居
- 指定共同生活援助事業者は、 なければならな 他の保健医療サー 利用者の退居に際しては、当該利用者に対し適切な援助を ビス又は福祉サー ビスを提供する者との密接な連携に努

(入退居の記録の記載等)

第百九十八条の三 指定共同生活援助事業者は、 証記載事項」という。 活援助事業者の名称、 入居又は退居の年月日その を当該支給決定障害者の受給者証に記載 入居又は退居に際しては、 他の必要な事項 しなければならな (次項におい 当該指定共同 て 「受給者 生

2 の必要な事項を市町村に報告しなければならない。 前項の場合において、 指定共同生活援助事業者は、 遅滞なく、 受給者証記載事項その

(利用者負担額等の受領)

2 第百九十八条の四 準額の支払を受けるものとする。 給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 指定共同生活援助事業者は、 当該支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サー 指定共同生活援助事業者は、 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際 指定共同生活援助を提供した際は、 ビス等費用基 当該支

定共同生活援助におい 指定共同生活援助事業者は、 て提供される便宜に要する費用 前二項に定めるもの \mathcal{O} ほ のうち次に掲げる費用の支払を受け か、 当該支給決定障害者か 5

ることができる。

3

一 食材料費

を控除した額を限度とする。 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費 該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五 付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限 場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給され る。 は、 \hat{o} 当

三 光熱水費

四 日用品費

五. のうち、 に負担させることが適当と認められるもの 前各号に掲げるもののほ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 か、 指定共同生活援助におい て提供される便宜に要する費用 支給決定障害者

4 該支給決定障害者に対し交付 指定共同生活援助事業者は、 しなけ 前三項の支払を受けた場合は、 ればならない。 当該支払に係る領収 証を当

5 を得なければならない じめ、 指定共同生活援助事業者は、 当該支給決定障害者に対し当該サー 第三項の支払に係るサービ ビスの内容及び費用に ス の提供に当たっては、 0 V) て説明 その同意 あら カ

(指定共同生活援助の取扱方針)

第百九十八条の五 項に規定する共同生活援助計画 指定共同生活援助事業者は、 以下 「共同生活援助計画」 第二百一条におい とい て準用する第六十一条第 . う。 に基づき、 利用

びにその置かれている環境に応じて、 が の提供 地 域に が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない お VI て日常生活を営むことができるよう、 その者の支援を適切に行うとともに、 当該利用 者の 身体及び精神の状 指定共同生活 況 並

- 者の処遇に支障がない 活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、 の提供を行う場合には、 指定共同生活援助事業者は、 ようにしなければならない。 共同生活援助計画に基づき、 入居前 の体験的な利用を希望する者に対し指定共同 当該利用者が継続した指定共同生 継続して入居している他の利用 生活
- 3 説明しなけ 指定共同生活援助事業所の従業者は、 利用者又はその家族に対し、 ればならない。 支援上必要な事項について、 指定共同生活援助の 提供に当たっては、 理解しやすいように 懇 切丁
- 4 0) 改善を図らなけ 指定共同生活援助事業者は、 ればならない その 提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、 常にそ

ビス管理責任者の責務)

第百九十八条の六 する業務のほか、 サービス管理責任者は、第二百一条において準用する第六十一条に規定 次に掲げる業務を行うものとする。

- 以外の事業所等における指定障害福祉サ 等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、 利用の申込みに際し、 当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉 ービス等の利用状況等を把握すること。 当該指定共同生活援助事業所 サー ビス ハ事業者
- した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。 た日常生活を営むことができるよう定期的に適切な支援内容を検討するとともに、 利用者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境等に照らし、 利用者が自立 自立
- 三 調整を行うこと。 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、 指定生活介護事業所等との連絡
- 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

護又は家事等」に改め、 第百九十九条の見出しを「 一項を加える。 同項を同条第三項とし、 (介護及び家事等) 」に改め、 同条第一項を同条第二項とし、 同条第二項中 「家事等」を「介 同条に第一

項として次の

実に資するよう、 介護は、 利用者の身体及び精神 適切な技術をも 0 \mathcal{O} て行わなけ 状況に応じて、 ればならな 利用者の自立の支援及び日常生活の充 V

第百 九十九条の 次に次の二条を加 える。

(社会生活上の 便宜の 供与等)

第百九十九条の二 連絡調整、 余暇活動の支援等に努めなければならない 指定共同生活援助事業者は、 利用者に 0 V て、 指定生活介護事業所等と

2 指定共同生活援助事業者は、 V 利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続 当該利用者 \bar{O} 同意を得

て、代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、 常に利用者の家族との連携を図るとともに、 利用者とその

家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない

(運営規程)

第百九十九条の三 指定共同生活援助事業者は、 指定共同生活援助事業所ごとに、 次に掲げ

る事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員

兀 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、 当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

第二百条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮又は命令を確実にすること

ができる場合は、この限りでない。

第二百条第四項を同条第五項とし、 同条第三項の次に次 の一項を加える。

4 事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、 援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、 指定共同生活援助事業者は、 前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支 その結果等を記録しなければならな 当該他の

第二百条の次に次の三条を加える。

(支援体制の確保)

第二百条の二 指定共同生活援助事業者は、 利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支

援を行うことができるよう、 他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連

携その他の適切な支援体制を確保しなければならない

(定員の遵守)

第二百条の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居若しくはユニットの入居定員又は

居室の定員を超えて入居させてはならない。 ただし、 災害、 虐待その他の やむを得ない事

情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百条の四 指定共同生活援助事業者は、 利用者の病状の急変等に備えるため、 あらかじ

め、協力医療機関を定めておかなければならない。

ればならな 指定共同生活援助事業者は、 あらかじめ、 協力歯科医療機関を定めておくよう努めなけ

二項」を「同条第二項」に、 十一条第二項」を「第百九十 三十一条第一項」を「第百九十八条の四第一項」に、 る者及び知事が定める者に限る」とあるのは 条」とあるのは 第百三十九条から第百四十一条まで」を「及び第百五十八条の二」に、 いる者を除く」と、 て準用する第百三十七条」を 一条第一項」を「第二百条の四第一項」に、「第二百一条において準用する第百四十一条第 第十三章に次 第二百一条中 とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」 の一節を加える。 「第二百一条」を「第百五十八条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受け \neg 第百二十九条から第百三十四条まで、 同条第二項中 「第百三十三条第一項及び第百三十四条第一項中「第百四十二 八条の四第二項」に、「第二百一条において準用する第百四十 「第百九十九条の三」に、 「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除 「入居前の体験的な指定共同生活援助を受け 「第二百一条において準用する第百三 「第二百一条において準用する第百 第百三十六条、 「第二百一条にお 第百三十七 に改める。

第五節 外部サー ビス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

第一款 この節の趣旨及び基本方針

及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第二百一条の二 居宅介護事業者(以下 共同生活援助であって、 ス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、 ス」という。 第六十一条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。 より行われる外部サ 上の援助 (基本方針) 作成、 並びに人員、 (以 下 相談その他の日常生活上の援助)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定 前各節の規定に 「受託居宅介護サービス」という。) 設備及び ービス利用型共同生活援助計画 「受託居宅介護サービス事業者」という。)により当該外部サービ 当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所 運営に関する基準に カュ カコ わらず、 (第二百一条の四第一項において 外部サービス利用型指定共同生活援助 つい 排せつ、 ては、この節に定めるところによる。 (第二百一条の十二におい をいう。 食事の介護その他の日常生活 以下 同じ。 以下同じ。 の事業の基本 「基本サー て準用する の従業者に (指定 ピ

第二百一条の三 生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サー 会生活を営むことができるよう、 る環境に応じて、 つ円滑に提供することにより、 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、 共同生活住居におい 利用者が地域において共同して自立し 当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれ て相談、 入 浴 排せつ又は食事 外部サービス利用型共同 \mathcal{O} 介護その た日常生活 ビスを適切 他 一文は社 \mathcal{O} てい 日

生活上の援助を適切かつ効果的に行う ŧ 0) でなけ れ ばならな 1

第二款 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第二百一条の四 者及びその員数は、 ビス利用型指定共同生活援助事業所」という。 利用型指定共同生活援助事業者」という。 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者 次のとおりとする。 が当該事業を行う事業所)に置くべき基本サービスを提供する従業 (以 下 (以 下 「外部サ 外部 サ

- 者の数を六で除した数以上 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、 常勤換算方法で、 利用
- る利用者の数の区分に応じ、 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、 それぞれ次に定める数 次に掲げ
- イ 利用者の数が三十以下 一人以上
- 口 増すごとに一人を加えて得た数以上 利用者の数が三十一以上 一人に、 利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を
- 2 定数とする。 前項の利用者の数は、 前年度の平均値とする。 ただし、 新規に指定を受ける場合 は、 推
- 3 利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。 の支援に支障がない場合は、 第一項に規定する外部サー この限りでない。 ・ビス利用型指定共同生活援助の従業者は、 専ら外部サ ただし、 利用者 ピ ス

(準用)

第二百一条の五 いて準用する。 第百九十七条の規定は、 外部サ ピ ス利用型指定共同生活援助 の事業に 0

第三款 設備に関する基準

第二百一条の六 第百九十八条の規定は、 外部サー ピ ス利用型指定共同生活援助の事業につ

第四款 運営に関する基準

1

て準用する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百一条の七 及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所 事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、 九に規定する運営規程の概要、 係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、 サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあ 選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、 託居宅介護サ ービス事業所」という。 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、 従業者の勤務体制、 の名称その他の当該支給決定障害者のサー 当該支給決定障害者に対し、 外部サービス利用型指定共同生活援助 ったときは、 受託居宅介護サー 支給決定障害者から外部 当該支給決定障害者に 当該外部サ 第二百一条の (以下 ビス事業者 ビスの ビス 「受

ならない 利用型指定共同生活援助の提供の開始につい て、 当該支給決定障害者の同意を得なけ れ ば

2 面の交付を行う場合は、 外部サー ビス 利用型指定共同生活援助事業者は、 当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をし 社会福祉法第七十七条の規定により書 なければならな

(受託居宅介護サービスの提供)

第二百一条の八 サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。 生活援助計画に基づき、 外部サー 受託居宅介護サービス事業者により適切かつ円滑に受託居宅介護 ビス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サ ービス利用型共同

2 容等を書面により報告させなければならない。 宅介護サー 外部サー ビス利用型指定共同生活援助事業者は、 ビスを提供した場合にあっては、 提供した日時、 受託居宅介護サービス事業者が受託居 時間、 具体的なサー ビスの 内

(運営規程)

第二百一条の九 を定めておかなければならない。 共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、 0 11 ての重要事項に関する運営規程 外部サ ービス利用型指定

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 一 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 兀 の種類及びその額 外部サー ビス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用
- 五. 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サー ビス事業所の名称及び所在地
- 六 入居に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、 当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第二百一条の十 供に関する業務を委託する契約を締結するときは、 面により行わなければならない 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービ 受託居宅介護サービス事業所ごとに書 ス の提

- 2 受託居宅介護サー ビス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない
- 3 受託居宅介護サ ビス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、 指定居宅介護

とする

- 4 業務を委託する契約を締結するものとする。 指定居宅介護を提供する事業者と、 部サ F. ス 利用型指定共同生活援助事業者は、 第一 項に規定する方法により、 事業の 開始に当た 0 その提供に関する ては、 あ 5 か U
- 5 ついて必要な管理及び指揮又は命令をするものとする。 外部サー ビス利用型指定共同生活援助事業者は、 受託居宅介護サー ビス事業者に業務に
- 6 施状況について定期的に確認し、 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サ その結果等を記録しなければならない ビス に係る業務 0 実

(勤務体制の確保等)

- 第二百一条の十一 外部サービス 部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、 援助事業所ごとに、 その従業者の勤務体制を定めておかなければならない 利用 型指定共同生活援助事業者は、 外部サービス利用型指定共同生活 利 用 者に対 適 切
- 2 け ができるよう、 前項 ればならない の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、 継続性を重視した外部サー ビス利用型指定共同生活援助 利用者が安心し て日常生活を送ること Ó 提供に配慮しな
- 3 事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サ ス事業所の従業者により外部サ 外部サー ビス利用型指定共同生活援助事業者は、 ビス利用型指定共同生活援助を提供しなけ 外部サ ービス利用型指定共同生活援助 れ にばなら ピ
- 4 修の機会を確保しなけ 外部サー ビス利用型指定共同生活援助事業者は、 ればならない。 従業者の資質の向上の ため に、 その

(準用)

第二百一条の十二 二項中 条、 号中「第六十八条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十一条」と、 五条、 六条第二項」 項第四号中 おいて準用する第百九十八条の四第二項」と、 ビス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。 九十九条、 第九十五条中 一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十六条第一項」と、 第六十九条、 第九十五条、 第三十条、 「次条第一項」とあるのは 第百九十九条の二及び第二百条の二から第二百条の四までの規定は、 「第七十六条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十 第二十五条第二項中 「前条の 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、 第百五十八条の二、第百九十八条の二から第百九十八条の六まで、 第十三条、 第七十三条、 第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、 協力医療機関」 第十四条、 第七十六条から第七十八条まで、 「第二十三条第二項」 「第二百一条の十二において準用する第百九十八条の とあるのは 第十六条から第十九条まで、第二十二条、 第七十八条第二項第二号中 第二百 この場合におい とあるの 一条の は 十二にお 第九十一条、 第六十一条、 「第二百一条の十二に て、第二十二条第 1 「第五十六条第 て準用する第 外部サー 第九十三 第六十三 同項第三 兀

二百 護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。 活援助を受けている者に限る」と、 び 者及び知事が定める者に限る」とあるのは の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介 同生活援助を受けている者を除く」と、 二項の協力歯科医療機関」 知事が定める者を除く」とあるのは 条 0 兀 第一 項 の協力医療機関及び第二百一条の 第百五十八条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける 第百九十九条第三項中 「入居前の体験的な外部サービス利 同条第二項中 「入居前の体験的な外部サー 十二に 「指定宿泊型自立訓練を受ける者及 おいて準用する第二百条 「当該指定共同生活援助事業者 ビス利用型指定共 用型指定共同生 \mathcal{O} 兀

第十五章を次のように改める。

第十五章 削除

第二百四条及び第二百五条削除

援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。 利用型指定共同生活援助事業者 共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活 百二十八条第一項 附則第二条中 「指定共同生活援助事業者」 (第百九十八条」を (以下 「第百九十八条第一項(第二百一条の六」に、 「指定共同生活援助事業者等」 を「指定共同生活援助事業者又は外部サー)」に改める。 という。 「指定 ビス

二百一条の六」に改める。 同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、 附則第三条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、 (これらの規定を第百九十八条」を「第百九十八条第七項及び第八項 「第百二十八条第六項及び第七 (これらの規定を第 「指定共

同条第三項中「第百二十六条第一項第二号ロ」を「第百九十六条第一項第二号ロ」に改め 第六号」を「同条第七号」に、「第百三十五条第三項」を「第百九十九条第三項」に改め、 附則第四条の見出 同条第一項及び第二項中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」 「第二条第四号」を「第一条第五号」に、 し中 「指定共同生活介護事業所」 「同条第五号」を を 「指定共同生活 「同条第六号」に、 援助事業所 「同条 に

十八条」を「第百九十八条 附則第五条中 「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、 「同条第七項第二号」 (第二百一条の六」に、 を「同条第八項第二号」 「第百二十八条第六項」 に改める。 「第百二十八条 を 「第百九十八 (第百九

(指定障害者支援施設の 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 0 部改正)

第二条 年栃木県条例第二十号)の一部を次のように改正する。 指定障害者支援施設の 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成二十五

度区分の」を「障害支援区分の」に改める。 第五条第一項第一号口 中「平均障害程度区分」 を 「平均障害支援区分」 に、 「障害程

(障害福祉サ ピ ス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 0 部改正)

第三条 障害福: 祉 サ F. ス事業の 設備及 び運営に関する基準を定める条例 (平成二十五年栃木

県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第三号イ中 「平均障害程度区分」 を 「平均障害支援区分」 に、 「障害程

度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第五十九条第八項に次のただし書を加える。

支援に支障がない場合は、この限りでない。 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓 練 (生活訓練) 事業所であって、 利用者

第八十九条第三項中「第五十二条第一項第二号ロ及びニ、第七項並びに」を

「第五十二条

第一項第二号ニ及び」に改める。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第四条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十五年栃木県条例

第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号口 (1) 中 「平均障害程度区 分 を 「平均障害支援区分」 に、 障害

程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正に伴う経過措置) (指定障害福祉サー ビスの事業等の 人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例 \mathcal{O}

2 助の事業を行う事業所とみなす。 共同生活介護事業所及び一体型共同生活援助事業所については、 の指定障害福祉サービスの事業等の人員、 障害福祉サー 「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の指定障害福祉サ という。 設備及び運営に関する基準等を定め)第百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並 ビス等基準条例第二百四条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型 る条例 設備及び運営に関する基準等を定める条例)第百九十五条に規定する指定共同生活援 (以下 「旧指定障害福祉 第一条の規定による改正後 サ F. ス ピ \mathcal{O} 事業等 びに旧指定 ス等基準条 (以 下 \mathcal{O}

- 3 共同 援助の事業を行う事業所 とみなす。 定障害福祉サ この条例の 生活援助 施行の際現に旧指定障害福祉サ の事業を行う事業所 ピ ス等基準条例第二百一条の二に規定する外部サ 以下 「外部サー 以下 旧 ピ ス利用型指定共同生活援助事業所」 指定共同生活援助事業所」 ビス等基準条例第百九十五条に規定する指定 ビス利用型指定共同生活 とい う。 という。 は、
- 4 この条例の施行の 云 ビス等基準条例第二百一条の四の規定の適用につい とある 日に \mathcal{O} は お V て現に存する旧指定共同生活援助事業所に とする ては、 当分の 2 間 V ての新指定障害 同条第一項第

5 居はつ 来、い、W
からない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
例 指 項
ス施障規
の行害定場
附則第三項の規定により外部サービスの条例の施行後最初の指定、この条例の施行後最初の指定での条例の施行後最初の指定を介護サービスの提供の」とす
7 0 1
る。 の 等 「 ・ 更 生 ビ
新一巻。スーキャー・エー・オール・オール・オール・オール・スート・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール・オール
ま 条 州 (で 角 用
の物型
の新指定障害福祉サービス等基準条例第二百での新指定障害福祉サービス等基準条例第二百の条例の施行後最初の指定の更新までの間は、 介護サービスの提供の」とする。
同 同 項 条 生 中 九 活
中の活
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T 接 事 第 助 業 四 項 の 」 の 所
と規と
の た み る の な
の条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、 この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、 介護サービスの提供の」とする。
等基準条例第二百一条の十第四項の規定の適用について等基準条例第二百一条の十第四項の規定の適用についてる。
「 つ も 受 い の 託 て に
#L (1-